



編集・発行 ●福岡市消費生活センター 〒810-0073福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号(あいれふ2階)
TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「相談・消費生活」をクリック!

フィッシングの手口に気をつけましょう!!

通販サイト、クレジットカード会社、宅配業者などの実在する組織を語るSMS（ショートメッセージサービス）やメールを送信し、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号等の個人情報を搾取する、フィッシングに関する相談が寄せられています。

一見普段よく利用する事業者からのメッセージに見えても、実は危険なフィッシングの手口かもしれません。日頃利用している事業者等からでもまずフィッシング詐欺の可能性を疑いましょう。



そのメッセージ、本物でしょうか？

お客様宛にお荷物のお届けにあがりました
が不在の為持ち帰りました。
配送物は下記よりご確認ください。
<http://●●●●●●.com/>



事例

- 利用している銀行から取引内容を確認して欲しいというメールが届いたので、IDとパスワードを入力した。実はそれがフィッシングメールで、自分の口座になりますて第三者にログインされ、口座の残高約70万円が盗まれてしまった。
- 宅配業者から不在のお知らせというショートメッセージが届いた。よく確認しないまま記載されていたURLをタップし、何かしらのアプリをダウンロードしてしまったところ、自分のスマートフォンから数十件のショートメッセージを勝手に知らない番号へ送信されていた。

アドバイス

◆メールやSMSに記載されたURLには安易にアクセスしないようにしましょう！

フィッシングサイトにつながる危険性があります。安易にアクセスせず、事業者等の正規のサイトのURLや正規のアプリからアクセスするようにしましょう。

◆フィッシングサイトに、ID、パスワード等重要な情報を入力してしまったと気づいた場合には、同じID、パスワード等を使い回しているサービスを含め、すぐに変更しましょう。また、クレジットカード会社や金融機関などに連絡しましょう。

◆日頃からの事前対策も大切です。クレジットカードやキャリア決済、インターネットバンキング等の利用明細はこまめに確認しましょう。あわせて、利用限度額を確認し、必要最低限の金額に設定しましょう。

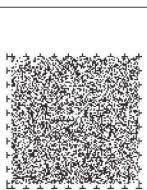


※困ったときは、ひとりで悩まず、まず相談！

福岡市消費生活センター 092-781-0999
消費者ホットライン 188(局番なしの3桁)

(音声コードによるご案内)
目が不自由な方などに音声で案内するコードです。
読み取りアプリをダウンロードしてご利用いただけます。

音声コード⇒



自転車用ヘルメットは 安全が確認されたものを使いましょう！

2023年4月1日から、道路交通法が改正され、自転車に乗るときにはヘルメットを着用することが努力義務になりました。

市販されているヘルメットには任意の規格等への適合マークが表示されているものと、表示されていないものがあります。ヘルメットを選ぶときには安全性を示すマークが表示されたヘルメットを選びましょう！

～ヘルメットの安全性を調べました～

○市販されているヘルメットのうち、安全性に関する規格等の適合マークが表示されていない9銘柄を調査しました。

衝撃吸収性：転倒時に頭部に受ける衝撃をヘルメットが正しく吸収できるかどうか
→9銘柄すべてで基準を満たしませんでした

締結具を含むあごひもの強さ：事故時にあごひもが切れる可能性がないか
→9銘柄中8銘柄が基準を満たしませんでした

ヘルメットの脱落しにくさ：事故時にヘルメットが脱げる可能性がないか
→9銘柄中6銘柄が基準を満たしませんでした



【参考：独立行政法人国民生活センター報道発表資料
「自転車と特定小型原動機付自転車で着用が努力義務化された乗車用ヘルメット－安全性に係る規格等への適合状況と1歳未満の子どもの着用について－】

ワンポイントアドバイス 自転車事故の保険等に加入しましょう！

- ◆福岡市では、条例により相手の生命または身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償保険等）への加入を義務としています。
- ◆最近では、自転車が加害者となった事故で、高額の賠償金を命じられる事例が全国的に相次いでいます。
- ◆自転車を利用される方は交通ルールと条例を守り、自転車を安全に利用するとともに、もしもの事故に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

消費生活センター相談コーナーのご案内

相談無料 秘密厳守

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 月曜日～金曜日（祝休日・年末年始は休み）9時から17時
※来所相談は予約制

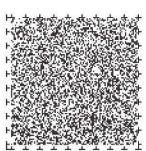
第2・4土曜日（祝日は休み）10時から16時（電話相談のみ）

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索

これつキリン先生



※相談は、福岡市内に在住の個人の消費者の方に限ります。



福岡インキ工業連合会